



平成20年1月8日

各 位

会社名 ニチアス株式会社  
代表者 代表取締役社長 矢野 邦彦  
コード番号 5393 (東証 第一部)  
問合せ先 常務執行役員 管理本部長 米澤靖男  
電話番号 03 - 3433 - 7244 (広報チーム)  
(URL) (<http://www.nichias.co.jp>)

## 「軒裏」および「耐火間仕切壁」の性能評価試験における不正受験 の原因究明・再発防止策に係わる報告等についてのお知らせ

当社は、1月7日付で国土交通省住宅局建築指導課に対して「不正取得した認定の仕様を用いた建築物の特定及び改修・補修対策」、軒裏と耐火間仕切壁の「不正受験の原因究明及び再発防止策」および「個別認定の性能確認について」の報告書を提出しましたので、同報告書の概要を下記のとおりお知らせいたします。

今般の不祥事により、多くの関係者の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことに対して、あらためて深くお詫び申し上げます。

記

### 1. 不正取得した認定の仕様を用いた建築物の特定および改修・補修対策について

不正取得した認定の仕様を用いた「軒裏」が使用されていた建築物として特定した物件は86,405件です。不正取得した認定の仕様を用いた「軒裏」のうち、一部の認定(QF030RS-0025)の仕様が板厚10mm以上となっていたことが、市場で使用された板厚が11mmであることから、仕様を板厚11mmにして、新たに性能評価試験を行った結果、性能基準を満足し、新認定(QF030RS-0097)を取得することができました。この新認定は、特定した物件86,405件のうち44,998件が該当しておりますので、これらを除くと、何らかの対応が必要と予想される件数は41,407件となります。

一方、不正取得した認定の仕様を用いた「耐火間仕切壁」が使用されていた建築物については、昨年10月30日時点で750件と発表しました。当社では、「耐火間仕切壁」を構成する基板のみを建材販売店等を経由して供給しているため、当該基板を使用した建築物を短期間で特定することが困難であることから、同日時点では、工場出荷実績と営業担当者からの聴き取り調査等により推定した件数を発表いたしました。その後、顧客からの詳細な情報提供等を受けて、現時点では全調査件数が957件となりましたが、その内訳を分類すると、①使用実績が特定されたものが312件、②確認のため現在調査中のものが478件、③不正取得の認定に該当しないものが167件となり、改修・補修の可能性のある件数は③を除く790件となっております。

これらの改修・補修を行うためには、新たな認定を別途取得する必要がありますので、順次、指定性能評価機関による性能評価試験を実施しております。この進捗状況につきましては【別紙1】をご参照ください。

なお、改修・補修費用につきましては、既に発表しましたように、今中間期に費用計上した300億円の範囲内におさまる見込みです。ただし、損害賠償金等の費用については、現時点では金額を合理的に見積ることができないため費用計上しておりません。

## 2. 不正受験の原因究明および再発防止策について

本件につきましては、昨年11月下旬までに、過去の資料や建材事業本部開発関係者からの聴き取り等による調査は終了していましたが、それらの内容を精査するために、平成12年以降、今般判明した不正行為に関わった可能性がある者として、退職した取締役、現任取締役、建材事業本部開発部長および開発担当者に対する聴き取り調査を行うとともに、取締役会や経営会議の議事録の調査を行い、経営者による関与の有無を確認しました。

その結果、試験体製作に関わる不正等の行為につきましては、これまでに記者会見の席上で明らかにしました範囲にとどまり、それ以上の新たな事実は見つかりませんでした。

再発防止策につきましては、昨年11月30日に新社長の矢野が記者会見で説明しました対応策（社外人材の招聘および組合参加によるコンプライアンス体制の構築、ISO 9001 認証機関による品質保証体制の確認等）を着実に推進してまいります。これらの進捗状況につきましては本年3月末までに公表する予定です。

なお、本調査は、社内の品質保証関係者6名に第三者としての弁護士4名を加えた計10名による「原因究明対策委員会」（委員長：佐藤照夫 品質保証担当取締役兼技術本部長）を社内を設置して昨年10月31日～12月10日の期間に実施しました。この委員会が作成した「不正受験の原因究明及び再発防止策」についての報告書の概要は【別紙2】のとおりです。

## 3. 個別認定の性能確認について

今回の不正問題に関連して、昨年11月8日の記者会見で川島前社長が、取消された20件の認定以外の131件<sup>(注1)</sup>について調査する旨を発表しましたが、あらためて、国土交通省から、当社取得の個別認定227件<sup>(注2)</sup>に関して、不正試験体による受験実施の有無、性能評価書の改ざんの有無、取得認定と異なる構造方法による販売実績の有無等につき調査を行うよう指示がありました。

この指示を受けて、当社では、過去の関連資料（研究報告書、会議議事録、性能評価書等）や建材事業本部開発関係者からの聴き取り等によりそれらを調査しました。

その結果、不正な試験体による受験あるいは性能評価書の改ざんは見当たりませんでした。また、異なる仕様の構造方法による販売実績等も確認できませんでした。

その一方で、別途、当社が取得している個別認定227件について、公的試験機関により性能の確認を行うことにしておりますが、当面、構造体および材料の類似性からこれらを分類した上で、単体材料で構成された構造体、面密度の小さいもの、厚さが薄いもの等の順で、耐火性能試験の結果が最も厳しいと想定される代表的な仕様の製品を17件抽出し、公的試験機関により、本年2月上旬の終了予定で性能の確認を実施しております。

(注1)：131件は現在認定品として販売中のもので、個別認定85件と通則（関係業界）認定46件です。

(注2)：227件は、認定品の販売実績の有無に関わらず、取得した個別認定のみであり、(注1)の131件のうちの個別認定を含みます。

以上

【別紙1】  
認定を取り消された構造方法と対策

平成20年1月8日  
ニチアス株式会社

軒裏	区分	製品名称	取り消しとなった認定番号	認定使用実績 (件)	特定物件数 (件)	特定物件の内、建築基準 法令に適合しない物件数 (件)	対応策	
	準 ( 3 火 0 構 分 造 )	防火のき天		QF030RS-0010	377	377	(35)	・11mmリップなしエンボス柄板は、平成19年11月29日に大臣認定(QF030RS-0098)を取得したことにより該当物件の改修は不要 ・上記とは別の準耐火構造(11mmリップ付きエンボス柄板等)は他社メーカー認定製品での改修を予定
			QF030RS-0025	44,998	0	(0)	・旧認定では板厚10mm以上の仕様となっていたが、実際に使用されている仕様(11mm以上)で性能評価試験を受験し、平成19年11月12日に大臣認定(QF030RS-0097)を新たに取得したため、改修は不要	
			QF030RS-0031	なし	-	-	-	
			QF030RS-0037	460	460	(147)	・施工性を考慮した改善策で大臣認定取得のため受験しているが、現段階で不合格になっており、更なる改善策を検討中	
			QF030RS-0039	2,418	2,418	(5)	・改善策(ビスの増し打ち)で性能評価試験を受験し、平成19年12月10日に大臣認定(QF030RS-0100)を取得し、この構造方法による改修を予定。併せて更なる改善策を検討中	
			QF030RS-0042	なし	-	-	-	
			QF030RS-0045	なし	-	-	-	
			QF030RS-0066	なし	-	-	-	
準 ( 4 火 5 構 分 造 )		防火のき天		QF045RS-0012	なし	-	-	-
				QF045RS-0036	65	65	(64)	・別の準耐火構造で、他社メーカー認定製品での改修を予定
				QF045RS-0041	なし	-	-	-
				QF045RS-0046	なし	-	-	-
				QF045RS-0065	なし	-	-	-
準 ( 6 火 0 構 分 造 )	防火のき天		QF060RS-0015	10	10	(10)	・別の準耐火構造で、他社メーカー認定製品での改修を予定	
			QF060RS-0026	38,077	38,077	(0)	・既認定仕様で平成19年11月12日に準耐火構造(30分)の大臣認定(QF030RS-0096)を取得(建築基準法適合確認のため) ・改善策(石膏ボード増貼)で性能評価試験を受験し、平成19年10月30日に大臣認定(QF060RS-0094)を取得し、この構造方法による改修を予定 ・上記とは別に施工性を考慮した新たな改善策で大臣認定取得のため受験準備中	
			QF060RS-0038					
			QF060RS-0057					
			QF060RS-0040	なし	-	-	-	
合計				86,405	41,407	(261)		

間仕切壁	区分	製品名称	取り消しとなった認定番号	認定使用調査件数 (件)	特定物件数 (件)	調査確認中の物件 (件)	対応策
	耐 ( 6 0 分 造 )	ファイアータイト60S		FP060NP-0002	860	265	450
			耐火ウォール60S	FP060NP-0005	97	47	28
合計				957	312	478	

## 【別紙2】 「不正受験の原因究明及び再発防止策」に関する調査結果報告書の概要

標記報告書の概要は以下のとおりです。

## 第1 調査目的、調査期間、調査者、調査内容

「不正受験の原因究明及び再発防止策」に関する調査は、平成19年10月31日～平成19年12月10日の期間において、社内の品質保証関係者6名に第三者として弁護士4名を加えた「原因究明対策委員会」(委員長：佐藤照夫品質保証担当取締役兼技術本部長)を社内に設置し、不正受験問題の調査を行った。

本調査は、軒裏18件及び間仕切壁2件の計20件の不正受験が、どうして起こったかの原因を調査し、再発防止策を立てることを目的とし、更に20件のうち、再受験となった4件(軒裏)すべてが認定取消しになった件、及び不正受験の対象に20件を発表した経緯についても、併せて調査を行った。

調査方法は、旧認定業務フローにより建材事業開発部門が関係していることから、不正受験に関連する過去の資料(各種作業の報告書、議事録、出張報告書)を収集し、その内容の確認を行い、また、経営陣の関与の有無を確認するために、取締役会議事録、経営会議議事録も併せて確認した。

更に、不正受験が行われた期間の取締役、建材事業開発部門の関係者の聴き取り調査も行った。

## 第2 不正受験の方法、経緯及び原因について

## 【不正受験の方法】

不正受験は軒裏と間仕切壁であるが、この両方とも、不正受験の方法としては試験体そのものに不正を行ったことである。

表1に示すように、軒裏試験体の不正は、第一に、試験材料の軒裏天井材の不正で、これには材質の変更、発熱量の少ない水系リシンベースによる塗装を使用したことであり、第二に、試験体の一部を構成している屋根部耐火被覆材に対する不正で、これは、耐火被覆材の表面にハンドローラーを用いて塩化カルシウム水溶液を浸透させて含水率を高めたことと、取付け用タッピングネジを申請より長いものにしたことである。(図1参照)

表1 軒裏における試験体申請仕様と不正試験体仕様の比較

		試験体申請仕様	不正試験体仕様		
			30分準耐火	45分準耐火	60分準耐火
試験材料	軒裏天井材	繊維混入セメントけい酸カルシウム板((旧)不燃(個)第11013号)	JIS-A5430 繊維強化セメント板けい酸カルシウム板1.0FK(高結晶性けい酸カルシウム板)		
	塗布材質	アクリル樹脂塗装	水系リシンベース		
	塗布量	400g/m <sup>2</sup>	100g/m <sup>2</sup>		
屋根部耐火被覆材	含水率	5%以下	13%	約27%	約33%
タッピングネジ(金物取り付けビス)		φ3.0×25mm	φ4.0×65mm		

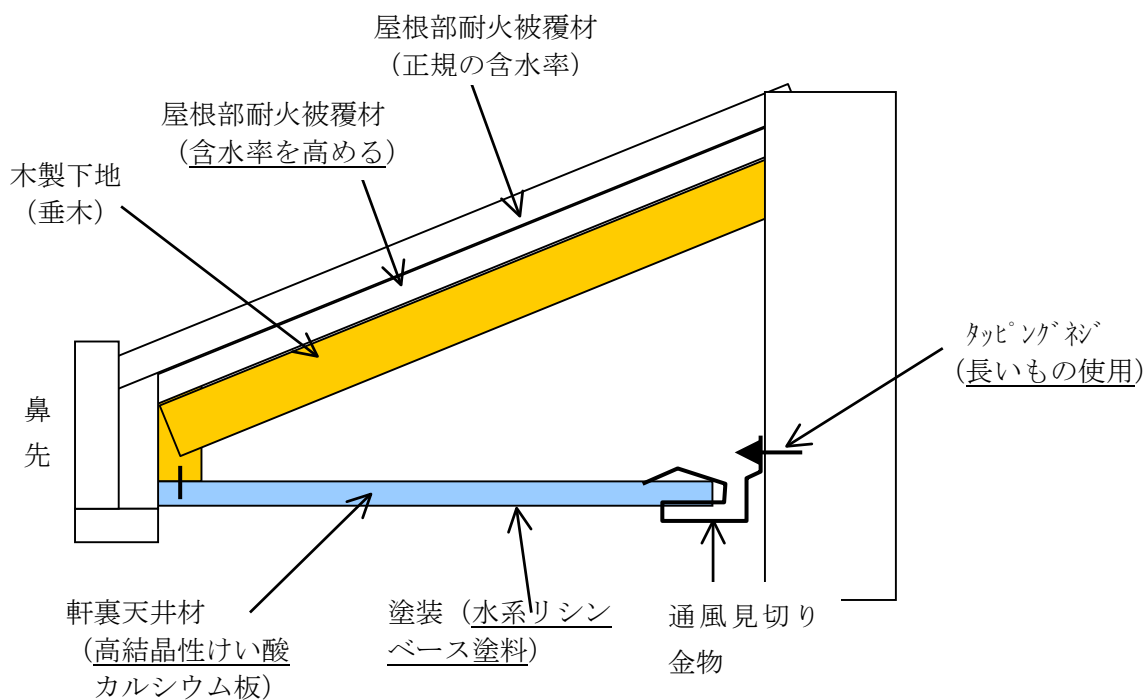


図1 軒裏試験体

また、表2、3に示すように、間仕切壁試験体の不正は、第一に、試験材料である面材（試験用けい酸カルシウム板）の不正で、これには材質の変更や軒裏と同様に、塩化カルシウム水溶液を浸透させて含水率を高めたことであり、第二に、試験体を構成する際に使用する接着剤を発熱量の小さなけい酸質接着剤（無機系）とし、面材の留め付けにタッピングネジとステーブルの両方を使用したことである。（図2参照）

表2 間仕切壁(ファイヤータイト 60S)における試験体申請仕様と不正試験体仕様の比較

		試験体申請仕様	不正試験体仕様	
			石膏ボード上張り	けい酸カルシウム板上張り
面材 (当社製品)	材質	繊維混入けい酸カルシウム板 ((旧)不燃(通)第1061号)	繊維混入けい酸カルシウム板(改良配合品)	
	含水率	5%以下	加熱面 10% 裏面 18%	加熱面 7% 裏面 18%
接着剤	種類	アクリル樹脂系接着剤等	けい酸質接着剤	
留め付け方法		タッピングネジまたはステーブル	タッピングネジ+ステーブル	

表3 間仕切壁(ニチアス耐火ウォール 60S)における試験体申請仕様と不正試験体仕様の比較

		試験体申請仕様	不正試験体仕様	
			けい酸カルシウム板上張り	けい酸カルシウム板下張り
面材 (当社製品)	材質	繊維混入けい酸カルシウム板 ((旧)不燃(通)第 1061 号)	繊維混入けい酸カルシウム板(改良配合品)	
	含水率	5%以下	加熱面 5% 裏面 15%	加熱面 15% 裏面 15%
接着剤	種類	アクリル樹脂系接着剤等	けい酸質接着剤	

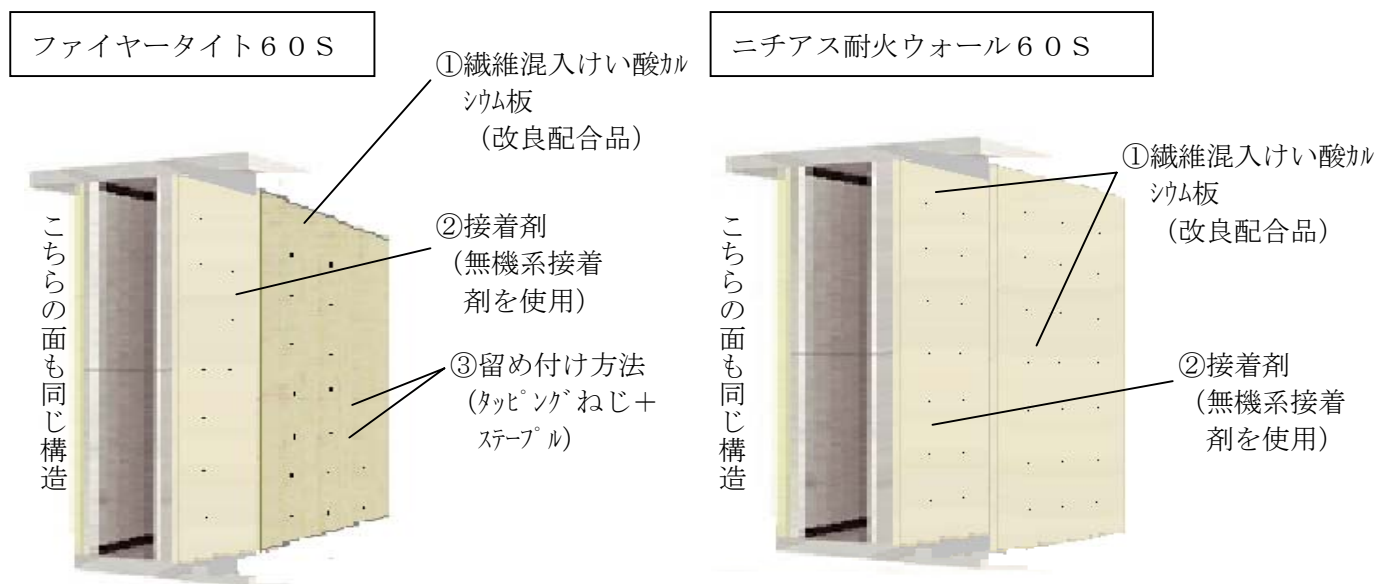


図2 間仕切壁試験体

## 【不正受験の経緯】

このようなことに至った経緯は、「軒裏」は、平成12年6月の建築基準法改正に伴い、軒裏に新たな認定試験方法が制定されたこと、「間仕切壁」はターゲット市場で使用される石膏ボード複合耐火間仕切壁に対し、コスト的に対抗できる耐火間仕切壁の開発がきっかけとなっている。

軒裏、間仕切壁のいずれも、社内予備試験で、合格が確実ではない又は困難であるとの結果が得られたため、確実に合格するように、認定申請仕様と異なる前述の試験体構造に変えて受験したことによる。

不正受験への関与者は、図3に示すように、当時の建材事業本部開発部長および浜松研究所開発部門建材分野の関係者であるが、これらの者以外には、直接的な証拠資料はないものの当時の建材事業本部長(代表取締役専務)の関与も推認できる。なお、不正受験の時期に対する当時の取締役会議事録及び経営会議議事録に、本件に関する報告等の記載は見当たらない。

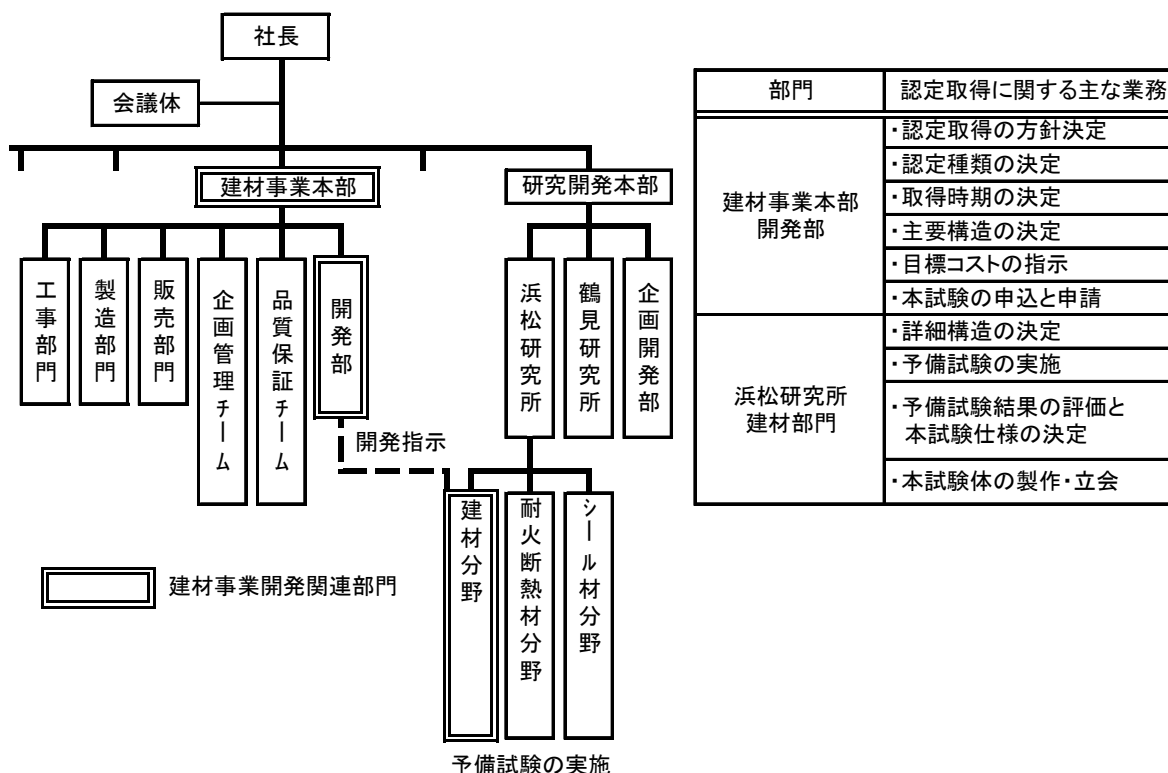


図3 建材事業本部開発部門の組織図

## 【発生原因】

前述の不正受験の方法及び経緯より考察すると、発生原因として以下の事項が考えられる。

## (1) 担当部門における法令順守意識の欠如

建材事業開発部門の関係者は、申請と異なる仕様による試験体を使って受験することが違法であることを認識しながら、絶対に認定を取得しなければならないという重圧の中、法令順守意識を欠如したまま、不正受験にいたった。

## (2) チェック機能不全

浜松研究所開発部門建材分野は建材事業本部(開発部)の傘下にある組織であるため、研究所長および本社研究開発本部のチェック機能が働かなかった。また、本社品質保証部管轄の全社品質保証システムには認定取得チェック機能がなく、かつ組織上、建材事業本部内に品質保証チームがあるが、業務の中心は製品の品質改善、不良低減、クレーム処理、設計審査会への参画、事業外注先の品質管理、製造条件変更の管理等であり、認定取得の関与はなかった。

## (3) 社内規程の不備

認定取得の社内規程がなく、業務の進め方についての細かい決まりやチェック内容や項目が決まっていなかった。

## (4) 企業の社会的責任に関する意識の不十分さ

上記(1)～(3)の背景には経営者を含め会社全体として、消費者の安全に直接関わる建設資材を製造・販売する企業としての社会的責任についての意識が不十分であった。

### 第3 再発防止策について

本件のような不正事件の再発を防ぐために、以下の対策を講じる。

#### 1 消費者の観点に立った安全、安心に対する意識の向上

不正認定取得は、一建材事業部門によって行われたものであるが、消費者の観点に立った安全、安心に対する会社全体の意識の不十分さが、結果的に今回の不祥事を招いたものであるため、今後、この観点から、社内体制の変革、OJT を通しての意識付け、安全、安心に対する意識の共有化研修を行い、更に、社外よりコンプライアンスに関わる人材を招聘し、かつ組合の参加を求め、コンプライアンス体制の充実・強化を図る。

#### 2 品質保証体制の強化(組織変更)

図4に示すように、技術本部の傘下にあった品質保証部を品質保証本部に格上げした。従来の品質保証部長は技術本部長経由で間接的に経営に関与できたが、品質保証本部長を会社最高の執行機関である「経営会議」のメンバーとすることにより、他事業本部にも直接関与できる体制とした。又、品質保証本部内に認定管理チームを新設し、認定の計画立案及び研究所での予備試験および本試験用試験体製作時の監視を行い、不正防止を行う体制とした。また、建材事業本部内に品質管理部を新設し、責任者を他の事業部門から転属させ、認定取得に関わる管理業務、外注及び工場の品質改善の指導等を行うことにした。

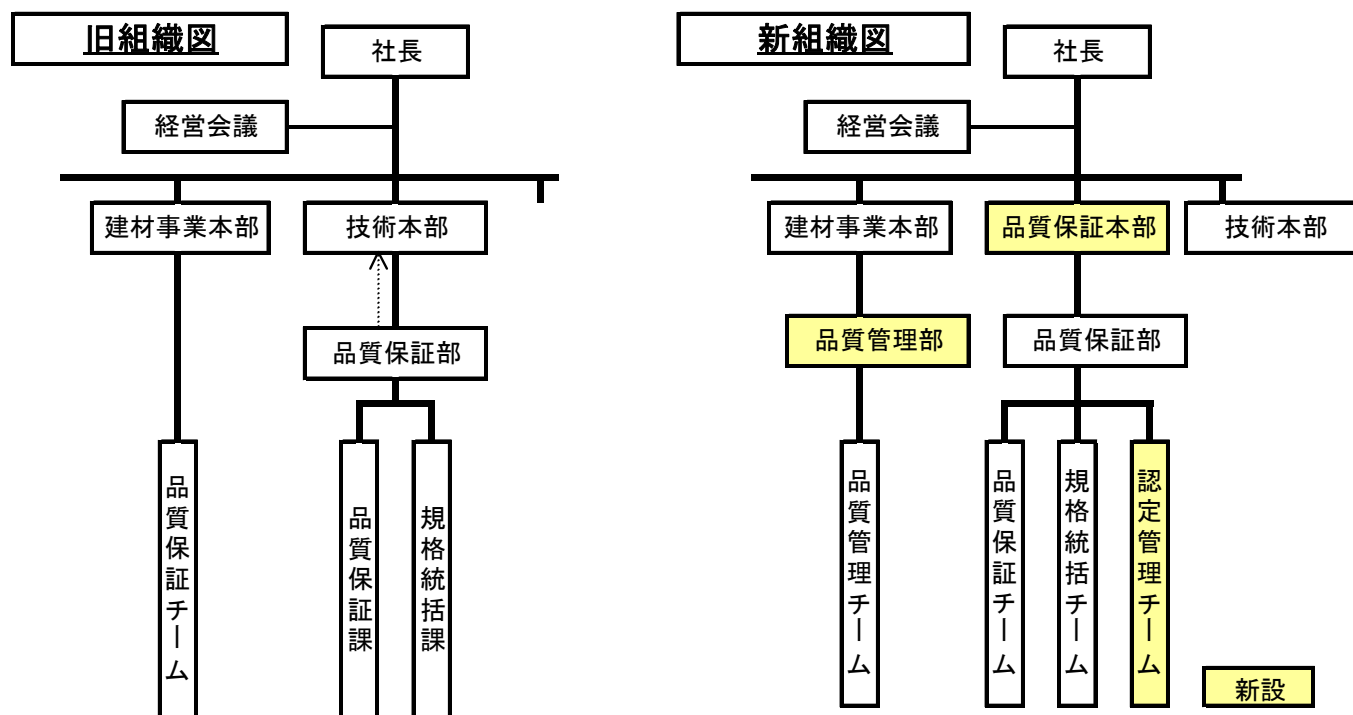


図4 旧品質保証体制と新品質保証体制の比較図

#### 3 認定に関する仕組みの改善

認定取得規程を作成し、申請から認定取得までの各ステップでの業務が確実に実施していることを品質保証本部がチェックできる仕組みとする。なお、今回の不正事例を鑑み、試験体製作の不正を監視するために、第三者の立会い(評価機関等)若しくは試験体製作そのものを委託する等を視野にいたったチェック体制を構築する。



#### 4 ISO認証機関による品質保証体制の確認

上記1～3の再発防止策の実施状況については、建材事業本部の是正・予防処置だけでなく、企業としての品質保証体制が正常に機能し、今回のような不正が再発しない体制となっていることを、ISO9001(品質管理マネジメントシステム)認証機関であるLRQAジャパンおよびDNVの特別監査(品質保証体制、コンプライアンス体制等)により確認する。

#### 第4 不正受験の対象を20件として発表した経緯について

公正取引委員会の立入り調査を受けたことに伴い、平成18年10月頃、コンプライアンス体制の見直しの一環として、代表取締役会長が建材事業本部担当である代表取締役専務に対して、建材分野について問題がないかどうか調査を指示した。その結果、軒裏及び間仕切壁を中心に問題があるとの結論に至った。本件に関し、代表取締役会長、代表取締役社長、代表取締役専務で、対象製品の性能確認と改善策を検討する方針とし、直ちに公表しないこととした。その後、代表取締役3名は、不正が明らかになった軒天及び間仕切壁事業の撤退等を検討・継続しているなか、平成19年10月16日、本件に関する匿名の書簡が届いたことをきっかけに、監督官庁への報告及び事実関係を公表する方針を取った。

この折、対象となったのが、前述したように軒裏と間仕切壁であり、これらの認定数は、軒裏の認定取得18件、間仕切壁の認定取得2件の合計20件であった。

#### 第5 再受験した準耐火構造4認定がすべて認定取消しになった件について

認定を受けた構造方法(20認定)のうち、自主試験で耐火性能を満足しない軒裏・間仕切壁の構造方法16認定を除く、残りの4認定については、自主試験では準耐火性能が確認されているものの、改めて性能評価機関において性能評価試験を行うよう指示された。

4認定がすべて認定取消しとなったのは、当社の自主試験と指定性能評価機関の性能評価試験における試験体の仕様が異なっていたことが原因である。具体的には、表4に示すとおり、軒天材の板厚(10mm,11mm)、リブの有無に相違があり、断熱性能が低下したためである。

なお、認定番号QF030RS-0010、QF030RS-0025の代替策については、平成19年11月24日、平成19年11月1日の再受験にて基準を満たし、新たな認定を取得した。

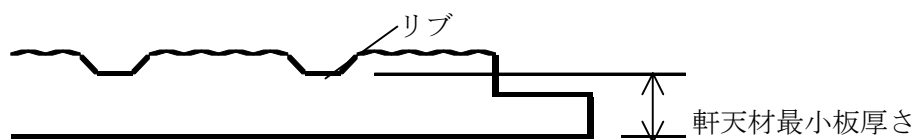
表4 自主試験による試験体と指定性能評価機関による試験体の比較

認定番号	項目	自主試験	評価機関試験
QF030RS-0010	軒天材 仕様	11mm リブなしエンボス板	11mm リブ付きエンボス板
	厚さ	最小板厚さ:11mm	最小板厚さ:8.8mm
QF030RS-0025	軒天材 厚さ	厚さ:11mm 有孔エンボス板	厚さ:10mm 有孔エンボス板
QF030RS-0037	軒天材 仕様	11mm リブなしエンボス板	10mm リブ付きエンボス板
	厚さ	最小板厚さ:11mm	最小板厚さ:7.5mm
QF030RS-0039	軒天材 仕様	QF030RS-0025 とほぼ同じ	10mm リブ付きエンボス板
	厚さ	構造と判断し、試験しなかった。	最小板厚さ:7.5mm

① リブなしエンボス板



② リブ付きエンボス板



以上